## 秋の火災予防運動 11月9日(木)~15日(水)

火災は「ちょっとした不注意」で発生します。わが国では、毎年約6万件の火災が発生し、約2千人もの方の 尊い命が火災で失われてします。火災による死者のうち約6割は住宅火災によるものです。

絶対に火災を発生させないよう、また死傷者を出さないよう、火災予防にご協力をお願いします。

#### 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

- 3・寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- パスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
  - ■・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - ・家具や衣類からの火災を防ぐために、防炎物品を使用する。
  - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 🌣 ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

老朽化した消火器は、実費により随時消防本部で回収しています。

### 平成17年湯河原町消防本部管内火災状況

火災件数		合	計	32件
内	訳	建	物	18件
		林	野	1件
		車	両	3件
		その他		10件

出火原因(件)				
放火及び疑い	11			
コンロ	4			
タバコ	3			
焚き火	3			
火遊び	1			
不明	1			
その他	8			

平成18年度 全国統一防火標語

『消さなので あなたの心の 注意の欠』



湯河原町消防団では、消防団員を随時募集中です。特に大地震などの広域災害時には、地域防災の中核としてその活躍が期待されています。しかしその一方で、消防団員数が減少しており、その充実強化のため様々な施策を推進していますが、最も大切なのは、地域に暮らす皆さんの消防団活動に対するご理解とご協力であり、一人ひとりが地域の安全に対して関心を持つことです。

「自分たちの町は自分たちの手で守る」という理 念に基づいた消防団に入り、あなたも地域防災の 担い手になりませんか?

消防団に入団希望の方は、消防本部総務課 **☎**63-5121 内線23・24、または、お近くの消防団へご連絡ください。

# 住宅火災警報器の設置が義務付けられました

消防本部警防課 ☎63-5121

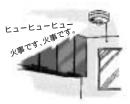
消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置することになりました。

#### 【住宅用火災警報器とは?】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙 や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせ る器具です。







プ 壁掛けタイプ 異常発生を警報音やメッセージで知らせます。

### 野生の動物による被害について

農林水産課 内線734

イノシシ、サル、ハクビシンによる農業被害や住居 侵入などの日常生活被害が町内で発生しています。野 生動物による農業被害については、農業協同組合各支店、 または湯河原町農林水産課でとりまとめていますので、

情報をお寄せください。

県内でも、アライグマの数が増え生息範囲が拡大し被害が続出しています。町内での生息の確認はされていませんが、発見された方は早急にご連絡ください。

